

# 東日本大震災に伴う 住宅被害支援制度について

支援金などを受けるには、「り災証明書」が必要です。  
り災証明の申請は、お済みですか？

先の大震災により、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯を対象に、住宅の被害の程度に応じた基礎支援金および住宅の再建方法に応じた加算支援金が、財団法人都道府県会館から支給されます。  
※建物は、住家に限ります。

■支援金の額  
支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）…下表①と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）…下表②の支援金の合計額となります。  
（\*単身世帯の場合は、各該当金額の3/4の額になります。）

## ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

## ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

1  
被災者生活再建支援制度による支援金の支給  
申請期限：平成24年4月10日まで（震災後13か月以内）

東日本大震災により被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。  
先の大震災で住宅が被災された方々に対し、財団法人都道府県会館、日本赤十字社・共同募金会および茨城県・桜川市からの支援制度により支援金などが支給されます。いずれも、「り災証明書」が必要となりますので、早めに申請し交付を受けてください。

## 2 義援金の配分

日本赤十字社・共同募金会および茨城県から義援金が配分されます。

■対象被害・支給額

・住宅の全壊

1,045,808円（日赤・共同募金会）+15万円（茨城県）

・住宅の半壊

527,904円（日赤・共同募金会）+7万円（茨城県）

## 3 茨城県・桜川市災害見舞金制度による見舞金の支給

茨城県および桜川市から見舞金が支給されます。

■対象被害・支給額

○茨城県

・住宅の半壊・・・3万円

※解体する場合は、被災者生活再建支援制度を申請してください。

○桜川市

・住宅の全壊・・・2万円

・住宅の半壊・・・1万円

## 支援金などの申請手続

上記の支援制度を受ける場合は、まず、「り災証明書」の交付を受けてください。  
り災証明の申請は、各庁舎の総合窓口課で受け付けています。



り災証明の判定結果で「半壊」以上（住家に限る）の方は、支援制度の対象となりますので、各庁舎の担当窓口で申請の手続きを行ってください。

■各庁舎での担当課・申請先

・岩瀬庁舎：社会福祉課  
・大和庁舎：都市整備課  
・真壁庁舎：総合窓口課

\*詳しい内容については、左記にお問い合わせください。

■問合せ／社会福祉課（岩瀬庁舎）

〒751-3111、内線2312・2315

・都市整備課（大和庁舎）

〒581-1111、内線1166